

鳥羽市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年3月

鳥羽市

目次

はじめに	3
第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画	
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	4
第1節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	4
第2章 鳥羽市新型インフルエンザ等対策行動計画と感染症危機対応	6
第1節 鳥羽市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び改定	6
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	
第1章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な考え方	8
第1節 新型インフルエンザ等対策の基本方針	8
第2節 対策の基本項目	10
第3節 対策推進のための役割分担	12
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	
第1章 実施体制	16
第1節 準備期（平時）	19
第2節 初動期	20
第3節 対応期	20
第2章 情報提供・共有・リスクコミュニケーション	22
第1節 準備期（平時）	22
第2節 初動期	26
第3節 対応期	27
第3章 まん延防止	29
第1節 準備期（平時）	29
第2節 初動期	29
第3節 対応期	30

第4章	ワクチン	34
第1節	準備期（平時）	35
第2節	初動期	39
第3節	対応期	41
第5章	医療	44
第1節	準備期（平時）	44
第2節	初動期	45
第3節	対応期	45
第6章	保健	47
第1節	準備期（平時）	47
第2節	初動期	47
第3節	対応期	47
第7章	物資	49
第1節	準備期（平時）	49
第2節	初動期	49
第3節	対応期	49
第8章	市民生活及び地域経済の安定の確保	50
第1節	準備期（平時）	50
第2節	初動期	51
第3節	対応期	52

はじめに ～鳥羽市新型インフルエンザ等対策行動計画改定にあたって～

令和2(2020)年以降、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)¹が世界的な大流行(パンデミック)を引き起こし、令和5(2023)年5月8日に感染症法の5類感染症に位置づけが変更されるまでの間に全国で累計約3,400万人もの感染者が確認されました。

本市においても、治療法の確立や予防接種開始までの間、市民の生命及び健康が脅かされ、当初はマスク等が不足するなど、市民生活に大きな影響が出ました。飛沫感染や接触感染等を減らすため、「密閉」「密集」「密接」のいわゆる「3密」を避けることが呼びかけられ、人流の抑制を要請せざるをえない状況となりました。学校や集客施設が休業し、不要不急の外出自粛が求められた結果、観光地として、宿泊業、観光施設、卸・小売業、さらには食材を提供している第一次産業等が大きな打撃を受けることとなりました。

特に、離島においては地理的な隔絶性がリスクとして顕在化し、本土側での検査で陽性が判明した島民が島に渡る手段がない際の調整や、レジャー目的での来島自粛の依頼を発信するといった対応が必要となりました。少しずつ社会経済活動を活発化していくフェーズにおいては、感染防止対策の徹底呼びかけと経済の回復を促すための情報発信との間で難しい対応を求められることがありました。

また、自宅療養者及び濃厚接触者が増加したフェーズでは、外出自粛要請の中で買い物等に外出できず、食糧や日用品などの生活必需品を入手できないという新たな問題も発生しました。

このほか、全国的に感染への不安等から感染者や施設等への誹謗中傷が行われるなど、改めて感染症に対する正しい知識の発信や啓発の必要性を感じる機会ともなりました。

こうした未曾有の感染症危機に、市では、次々と変化するフェーズを把握しながら、市民のほか、医療関係者や事業者、関係団体と連携し、国・県の動向を踏まえつつ取組を進めてきました。

新型コロナウイルス感染症への対応で明らかとなった課題や気づきを糧とし、今後、新型インフルエンザ等が発生した場合に感染症の特徴や科学的知見を踏まえて迅速かつ着実に必要な対策を実施していくため、今般、鳥羽市新型インフルエンザ等対策行動計画を改定し、新型インフルエンザ等に対応できる社会を目指すこととします。

¹ 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2(2020)年1月に中華人民共和国から世界保健機関(WHO)に対して、人に電線する能力を有することが新たに報告されて者に限る。)であるもの

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第1節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。新型インフルエンザは、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性²の高さによっては、社会的影響が大きくなる可能性があり、これらの感染症が発生した場合には、危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性³が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国や地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務のほか、新型インフルエンザ等の発生時における措置、特措法第31条の6第1項に定める新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置（以下「まん延防止等重点措置」という。）、特措法第32条第1項に規定されている新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）等の特別の措置について定めたものであり、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる感染症（以下「新型インフルエンザ等」⁴という。）は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがある感染症であり、具体的には次のものを指す。

² 学術的には、「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことを指す用語であるが、本計画においては、わかりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度、及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことを指す用語として用いる。

³ 学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、本計画においては、わかりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す用語として用いる。

⁴ 特措法第2条第1号。本計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、厚生労働大臣による新型インフルエンザ等が発生した旨の公表（感染症法上の位置づけ）が行われるまでの間においても、本用語を用いている。

- ① 新型インフルエンザ等感染症（感染症法第6条第7項）
- ② 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）（感染症法第6条第8項）
- ③ 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）（感染症法第6条第9項）

第2章 鳥羽市新型インフルエンザ等対策行動計画と感染症危機対応

第1節 鳥羽市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び改定

新型インフルエンザ等対策政府行動計画

国は、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について定めており、平成17(2005)年に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定も行いながら、平成20(2008)年に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号）」で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成21(2009)年2月に政府の行動計画の改定を行うなどしてきた。

同年4月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的大流行となった。国内でも発生後1年余で約2千万人が罹患したと推計される一方、入院患者数約1.8万人、死亡者数は203人、死亡率は0.16（人口10万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。ただ、病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られた。対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について多くの知見や教訓等が得られたことから、平成23(2011)年9月に病原性の高い新型インフルエンザが発生しまん延する場合に備えるため、国の行動計画が改定された。

また、新型インフルエンザ（A/H1N1）の教訓を念頭に、対策の実効性をより高めるため、平成24(2012)年4月に、病原性の高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として特措法が制定されるに至った。平成25(2013)年には特措法第6条に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すものとして「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）が作成された。

その後、先述した新型コロナウイルス感染症の発生を経て、令和6(2024)年7月に政府行動計画が改定された。今般の政府行動計画の改定は、実際の感染症危機対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い呼吸器感染症による危機に対応できる社会を目指すものである。

三重県新型インフルエンザ等対策行動計画

三重県では、平成17(2005)年12月に「三重県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、平成23(2011)年9月に改定された政府の「新型インフルエンザ対策行動計画」の内容を加味して、平成24(2012)年8月に同計画の改定が行われた。

また、特措法や政府行動計画を踏まえ、平成25(2013)年11月に「三重県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）」へ名称を変更し、特措法に基づく計画として改定を行った。

その後、新型コロナウイルス感染症対応の経験や実際の危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して、令和7(2025)年3月に県行動計画が改定された。新たな県行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や県が実施する措置等を示すとともに、県内市町が市町行動計画、指定地方公共機関が業務計画を策定する際の基準となるべき事項等を定めている。

鳥羽市新型インフルエンザ等対策行動計画

市町村新型インフルエンザ等対策行動計画は、市町村が実施する措置等を示すとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえながら病原性が低い場合など様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

本市においても、特措法第8条の規定により、県行動計画に基づき、平成26(2014)年11月に鳥羽市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を策定している。

令和2(2020)年以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で社会・経済活動が大きく制限され、市民の生活が一変した経験等を踏まえ、令和6(2024)年7月に「政府行動計画」が抜本的に改定され、これを受け、令和7(2025)年3月に「県行動計画」が改定されたことから、市行動計画についても、両計画と整合を図りつつ、改定するものとする。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な考え方

第1節 新型インフルエンザ等対策の基本方針

新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

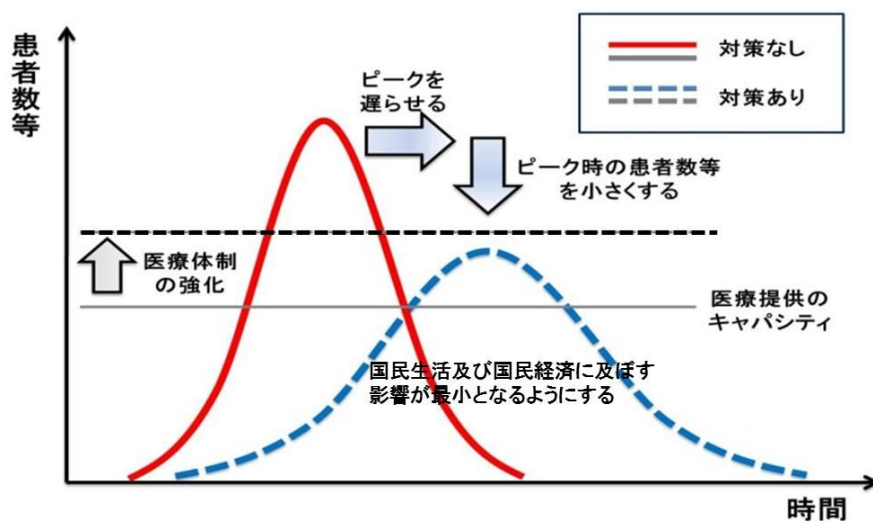
新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、国外において新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に集中した場合、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうことを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。(特措法第1条)

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



基本的な考え方

以下の事項について、柔軟な対応を行うこととする。

- 特定の事例に偏重して準備を行うと、その対策が外れた場合の大きなリスクを背負うことになりかねない。このため、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を把握しながら様々な状況で対応できるよう、あらかじめ対策の選択肢を示すこととする。
- 病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、病原性が低い場合も含め、様々な病原性、発生段階、状況変化等にも対応できるよう柔軟に対策を講ずる。
- 各発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、必ずしも段階どおりに進行するとは限らず、特措法第 32 条第 1 項に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）がなされた場合には、対策の内容も変化することに留意する。
- 実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、国において、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性、実行可能性、及び対策そのものが国民生活や国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、政府行動計画等で記載するもののうちから実施すべき対策として「基本的対処方針」が決定される（特措法第 18 条）。県ではそれを踏まえて、県が実施すべき対策が決定されることとなり、市も、その内容に基づき、市が実施すべき対策を決定する。
- 国においては、国内外での発生当初など、病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するとともに、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとしている。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととしている。県ではそれらを踏まえた対策の見直しを行い、市としても、それらの内容に基づき、市が行う対策の見直しを行う。
- 事態によっては、特措法第 15 条に基づく新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）及び同第 22 条に基づく都道府県対策本部（以下「県対策本部」という。）と協議の上、地域の実情等に応じて柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮・工夫を行う。

第2節 対策の基本項目

市行動計画においては、①実施体制、②情報提供・共有・リスクコミュニケーション⁵、③まん延防止、④ワクチン、⑤医療、⑥保健、⑦物資、⑧市民生活および地域経済の安定の確保の8項目について方向性を定めることとする。

また、新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置くこととし、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、3つの対応時期（準備期、初動期、対応期）の区分で対策を講じていく。

○準備期

地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、市民に対する啓発や市及び事業者による事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を行う。

○初動期

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態が探知され次第、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められる。これらが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感受性、薬剤感受性⁶等）の情報を取得しつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑え、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

○対応期

感染の拡大状況等に応じ、次の4つの区分で対応を行う。

【封じ込めを念頭に対応する時期】

国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階で病原体の性状に関する情報が限られている場合は、まずは封じ込めを念頭に対応する。

（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン⁷等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意する。）

⁵ 個人、機関、集団等の中で情報や意見のやりとりを通じて、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定、行動変容・信頼構築等）につなげていくための活動。

⁶ 感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性または抵抗性）をいう。

⁷ 世界的大流行（パンデミック）を引き起こす可能性がある新型インフルエンザウイルスが発生した場合に備えて、実際にパンデミックに対抗するためのワクチンの製造が間に合うまでのつなぎとして準備するワクチン。

【病原体の性状等に応じて対応する時期】

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく感染拡大防止措置等を講じることを検討する。

【ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期】

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する）。

【特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期】

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること、又は新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることににより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

なお、項目別の対策詳細については、後述することとし、ここでは概要のみを記載する。

鳥羽市の対策の基本8項目と対策の概要

対策項目	準備期（平時）	初動期	対応期
①実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 業務継続計画の作成・変更 実務的な訓練の実施 国、県、関係機関との連携体制構築 	<ul style="list-style-type: none"> 任意の市対策本部の設置を検討 市の基本的方針の決定 対策事業案・予算確保見通しの検討 	<ul style="list-style-type: none"> 県等への職員派遣・応援要請 法に基づく市対策本部の設置及び任意対策本部の設置
②情報提供・共有 コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> 感染症に対する基本的情報や感染対策にかかる市民への情報提供 県との情報提供・情報共有のあり方整理 各部で開設すべき相談窓口等の整理 	<ul style="list-style-type: none"> 感染症の特性、発生状況、有効な感染防止対策等にかかる市民への情報提供 コールセンターの開設や各分野における相談窓口開設の検討 偏見・差別等への対応 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き市民への正確な情報の共有 コールセンターの開設や各分野の相談窓口開設を進める 偏見・差別等への対応を継続
③まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> 感染症に対する基本的な対策の普及理解促進 	<ul style="list-style-type: none"> 市業務継続計画に基づく対応の準備 市内外の感染状況を踏まえ、市施設の利用制限やイベント開催基準等を検討 観光、レクリエーション目的での渡島を控える旨の呼びかけの検討 	<p>【封じ込めを念頭に置く時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> 接触機会の減少、離島との往来自粛等にかかる情報発信 市施設、公共交通、学校等の感染対策強化 <p>【感染拡大リスクの緩和時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光事業者と連携し、感染対策をしながら市への誘客活動等を再開
④ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> 必要な資材の準備 関係団体と連携した接種体制検討 ワクチンにかかる情報提供・共有 DX化に向けたシステム基盤の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 必要な資材の確保 接種体制の構築（関係団体との調整による医療従事者の確保、会場運営方法の検討） 	<ul style="list-style-type: none"> 県からのワクチン供給を受け、予防接種を実施（特定接種、住民接種） 健康被害救済情報の発信
⑤医療	<ul style="list-style-type: none"> 市立診療所における対応の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 市立診療所における医療の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 市立診療所における医療の提供 症状が軽微な場合の救急車の適正利用にかかる情報発信
⑥保健	<ul style="list-style-type: none"> 人材育成 保健所との連携体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 保健所の情報等にかかる市民への発信 	<ul style="list-style-type: none"> 保健所の健康観察への協力 自宅療養患者等への支援
⑦物資	<ul style="list-style-type: none"> 感染症対策物資の備蓄・定期的確認 救急搬送従事者用防護具の備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> 需給状況の確認、必要な物資の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 需給状況の確認、必要な物資の確保
⑧市民生活および地域経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> 情報共有体制や物資や資材の準備 関係団体と連携した要配慮者の把握 火葬体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集と市の対策の協議 遺体の火葬・安置 	<ul style="list-style-type: none"> 市民生活の安定確保対策（弱者支援、物価高騰・供給不足対応、火葬等） 社会経済活動の安定確保対策

第3節 対策推進のための役割分担

国の役割

- 新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。（特措法第3条第1項）
- WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。
- 新型インフルエンザ等およびこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査および研究に係る国際協力の推進に努める。（特措法第3条第2項及び第3項）
- 新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。
- 新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置づけられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検および改善に努める。
- 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）」および閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。
- 指定行政機関⁸は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。
- 新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。
- 国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

県の役割

- 新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。（特措法第3条第4項）
- 特措法および感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担い、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応を行う。

⁸ 特措法第2条第1項第5号に規定するものをいう。

- 平時に医療機関と医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備する、民間検査機関や医療機関、宿泊施設と検査等措置協定を締結し、検査や宿泊療養に係る体制を構築するなど、医療提供体制、保健所、検査および宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行い、感染症有事の際には迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。
- 保健所設置市、感染症指定医療機関等で構成される三重県感染症対策連携協議会（以下「連携協議会」という。）等を通じ、「三重県感染症予防計画⁹（以下「県予防計画」という。）」について協議を行う。また、県予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行いながら、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、P D C Aサイクルに基づき改善を図る。
- 本県には、観光旅行者が多数訪れることから、観光関係団体・観光事業者との情報の共有について留意する。
- 市町と緊密な連携を図る。

市の役割

- 新型インフルエンザ等が発生した場合は、政府の基本的対処方針に基づき、市内に係る新型インフルエンザ等対策¹⁰を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。
- 市民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。
- 対策の実施にあたっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。
- 本市は、4つの有人離島があり、地理的特性を踏まえつつ、各島の状況を的確に把握し、対策を実施する。
- 観光旅行者が多数訪れる地域であることから、観光関係団体・観光事業者との情報の共有と連携について留意する。

医療機関の役割

- 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進する。
- 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等の発生時における新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた業務継続計画を作成するとともに、地域における医療連携体制の整備に協力する。
- 連携協議会や各保健所が設置する会議体等を活用した地域の関係機関との連携の構築を進める。

⁹ 感染症法に基づく「予防計画」に関する内容と、医療法（昭和23年法律第205号）に基づく「医療計画」のうち「振興感染症の発生・まん延時における医療」に関する内容の双方を指す。

¹⁰ 特措法第2条第1項第2号

- 新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療および通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援または医療人材の派遣を行う。

指定（地方）公共機関の役割

指定公共機関 特措法第2条第5号に規定

独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。

指定地方公共機関 特措法第2条第6号に規定

都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定するものをいう。

- 政府行動計画又は都道府県行動計画に基づき、その業務に関し、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画を作成し、関係都道府県知事及び関係市町村長に報告するとともに、その要旨を公表する。（特措法第9条第3項及び第4項）
- 新型インフルエンザ等の発生時には、特措法第3条第5項に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

登録事業者の役割

登録事業者 新型インフルエンザ等の発生時において、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であり、特措法第28条に規定する特定接種の対象となる。

- 新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。
- 新型インフルエンザ等の発生時には、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努める。（特措法第4条第3項）

一般の事業者の役割

- 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。
- 国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが**必要な場合も想定される**。
- 特に、多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。（特措法第4条第1項及び第2項）

市民の役割

- 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、日常の健康管理等に加え、基本的な安全対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践する。
- 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。
- 新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。（特措法第4条第1項）

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

緊急事態宣言が発令された場合、市は、特措法第34条の規定、及び「鳥羽市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年条例第30号）」に基づき、「鳥羽市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）」を組織し、関係部局や関係機関が連携して新型インフルエンザ等対策を総合的に進める。

また、緊急事態宣言が発令されていない場合であっても、市長が必要と認める時は、特措法に基づかない任意の市対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策に関する情報の共有化や予防対策等を行う。

市対策本部の構成

市長を本部長、副市長を副本部長とし、教育長、消防長、各課長、議会事務局長、監査委員事務局長を本部員とする。市対策本部には、部及び事務局を置き、本部長を補佐することとし、事務局は、健康福祉課が統括し、総務課が補佐する。

なお、部の体制については、病原体の性状等や感染症の特徴等に応じて弾力的な体制の設置、運営を行うこととする。

市対策本部の所掌事務

特措法及び条例の規定によるほか、市対策本部の主要な所掌事務は以下のとおりとする。

- ① 市の対応方針に関すること。
- ② 社会機能の維持に係る措置に関すること。
- ③ 広報及び相談体制に関すること。
- ④ 感染予防及びまん延防止に係る措置に関すること。
- ⑤ 医療の提供体制の確保に関すること。
- ⑥ 予防接種の実施に関すること。
- ⑦ 生活環境の保全その他市民の生活及び地域経済の安定に関すること。
- ⑧ 県、他市町、関係機関等に対する応援の要請及び派遣等に関すること。
- ⑨ 新型インフルエンザ等対策に係る措置に要する経費の処理方法に関すること。
- ⑩ 前各号に掲げるもののほか、重要な新型インフルエンザ等の対策に関すること。

市の部署の主な対応項目

情報と危機意識を共有し、連携を強化しながら新型インフルエンザ等対策を推進するため、部署等ごとの主な対応項目については次のとおりとする。

部	部長	主な所管業務	部員
健康福祉部	健康福祉課長	<ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部の運営に関する総合調整 ・市対策連絡会議及び市対策本部の運営 ・県、他市町、及び関係機関等との連絡・調整 ・医療機関、医師会等との連絡・調整 ・予防接種に関すること ・相談窓口に関すること ・自宅療養者等の健康観察及び生活支援に関すること ・生活に困る特定対象者への給付金に関すること ・在宅要援護者（障がい者、高齢者等）の支援に関すること ・保育所での感染防止対策に関すること 	健康福祉課員
総務部	総務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部の運営に関する総合調整補佐 ・職員の服務、出勤状況の確認 ・応援体制構築、メンタルヘルスに関すること ・備蓄物資の確保及び提供に関すること ・車両の確保及び管理に関すること ・庁舎内の感染予防策の実施に関すること 	総務課員 建設課員 監査委員 事務局 職員 選挙管理委員会 職員
事業調整・広報部	政策秘書課長	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急経済対策を含む新型インフルエンザ等対策事業の選択・調整に関すること ・感染対策にかかる予算の編成および執行に関すること ・報道機関との連絡調整及び情報発信に関すること ・市民への情報提供に関すること 	政策秘書課員 地域創生課員 財政課員 会計課員
市民部	市民課長	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症による偏見・差別等に関すること ・自治会等からの情報収集に関すること ・市民の暮らしの支援に関すること ・国民健康保険税に関する税務部との調整及び後期高齢者医療保険料に関すること ・感染症影響下で増加する死亡届や保険・年金手続きの運用に関すること 	市民課員
税務部	税務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・税の減免策等に関すること 	税務課員

環境部	環境課長	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の影響下での遺体の安置及び火葬・埋葬に関するすること 	環境課員
農林水産部	農林水産課長	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産事業者の事業継続支援に関すること ・感染拡大を抑制しながらの地域の経済活動の持続・活性化策の検討・実施に関すること 	農林水産課員
観光商工部	観光商工課長	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止のための事業所への営業自粛協力の要請に関すること ・人流抑制呼びかけにかかる事業所の合意形成に関すること ・産業界各分野からの情報収集に関すること ・感染症により影響の出ている業種への支援に関すること（農林水産部とも連携する） ・商工会議所及び事業所等への物資の安定供給の要請に関すること ・感染拡大を抑制しながらの地域の経済活動の持続・活性化策の検討・実施に関すること 	観光商工課員
教育部	教育委員会事務局総務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校、幼稚園での安全確保、感染拡大防止策に関すること ・感染拡大時の教育の継続に関すること 	教育委員会事務局職員
消防本部	消防長	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所から協力依頼のあった重症患者等の搬送（移送）に関すること （感染症法第21条 消防法第2条第9項） ・医療機関との連携に関すること 	消防本部職員 消防署職員
議会部	議会事務局長	<ul style="list-style-type: none"> ・議会に関すること 	議会事務局職員
定期船部	定期船課長	<ul style="list-style-type: none"> ・市営定期船、かもめバスの感染対策に関すること ・市営定期船、かもめバスの業務継続に関すること ・市が運営するもの以外の公共交通機関との連絡調整に関すること 	定期船課員
水道部	水道課長	<ul style="list-style-type: none"> ・水道水の安定供給に関すること ・水道事業者に関すること ・下水道の機能確保に関すること ・下水道事業に関すること 	水道課員

各部 (共通)		<ul style="list-style-type: none"> ・関係する国・県の対策に関する情報の収集および提供に関すること ・職場内での感染防止に関すること ・関係機関との連絡調整及び部内の連絡調整に関すること ・所管施設における感染予防・拡大防止対策に関すること ・所管施設の臨時休業に関すること ・マスク、消毒液等の配布に関すること ・委託業者に対する感染予防・拡大防止対策の指導に関すること 	
------------	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

第1節 準備期（平時）

1. 市行動計画等の作成や体制整備・強化

- ①市は、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴き、市行動計画を作成・変更する。
- ②市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。
- ③市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成等を行う。

2. 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、各課において市業務継続計画【感染症対策編】の確認・見直しを行うとともに、職員対応マニュアルの作成・確認等を実施し、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

3. 国及び地方公共団体等の連携の強化

- ①市は、国、県、指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- ②国、県、市及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

第2節 初動期

1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ①国が政府対策本部を設置した場合や県が県対策本部を設置した場合において、市長を本部長、副市長を副本部長とし、教育長、消防長、各課長、議会事務局長、監査委員事務局長からなる鳥羽市新型インフルエンザ等対策本部を必要に応じて設置し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。また、市対策本部の設置に合わせ、必要に応じて、迅速かつ機動的な情報発信や経済対策等の対応を図るため「緊急経済部会」や「情報発信部会」等の専門部会を設置する。
- ②必要に応じて、第1節（準備期）の1を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について予備費の充用や基金の取り崩し等の検討を行う。

第3節 対応期

1. 基本となる実施体制の在り方

新型インフルエンザ等の発生時には、「応急対応業務」「継続業務」「縮小業務」「休止業務」の兼ね合いを一斉調査し、そのフェーズに応じて最優先すべき業務を明確にした上で、そこに人的資源を集中させることを原則として、人員配置計画等の対応を検討する。

合わせて、業務負担が特定の部署に集中することを避けるため、全庁的な役割分担も検討するほか、職員が柔軟に勤務できる環境や、精神的な負担へのケアも重点的に対応していくことで、持続可能な体制の確保に努めていく。

(1) 職員の派遣・応援にかかる要請

- ①市は、新型インフルエンザ等のまん延により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
- ②市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町又は県に対して応援を求める。

(2) 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用しつつ緊急対策に要する予算措置を講じるとともに、必要に応じて、予備費の充用や基金の取り崩し等により、財源を確保する。

2. 緊急事態措置の適用について

市対策本部の設置

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。市は、当該区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

市対策本部の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく特措法第 34 条に基づく市対策本部を廃止する。

ただし、本部長（市長）が必要と認める場合は、特措法第 34 条に基づかない任意の市対策本部を継続するものとする。

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期（平時）

1. 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

(1) 市における情報提供・共有について

市は、最も市民に近い行政主体であり、市民に対する情報提供・共有、リスクコミュニケーションにおいて、市の果たす役割は大きい。この段階から、情報収集・提供体制を整備し、国及び県等が発信する情報を入手することに努めるものとし、関係部局間での情報共有体制を整備する。

新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン」第1章等に掲げられた国の取組に関する留意事項等を参考とするほか、県や他の市町等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明を行うこととする。

【参考】 新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドラインより一部抜粋

「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン」

第1章 はじめに

新型インフルエンザ等対策においては、国や地方公共団体等が、検疫、医療等の各分野における検討を進め、必要な体制を整備するとともに、各施策の実施に際し、国民等がそれぞれ、可能な限り科学的根拠等に基づき、状況に応じて適切に判断・行動することで初めて、円滑かつ効果的なまん延防止が可能となる。また、感染症危機下においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。このため、国、国立健康危機管理研究機構（Japan Institute for Health Security。以下「JIHS」という。）及び地方公共団体は、準備期から国民等が感染症危機に対する理解を深めるため情報提供・共有を行い、有用な情報源として、情報提供・共有の認知度・信頼度が一層向上するよう努める。また、表現の自由に十分配慮しつつ、偏見・差別等や偽・誤情報への対応を含めた、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供・共有するとともに、広聴を通じて継続的に国民等の意見や関心を把握・共有し、国民等とのリスク情報とその見方の共有などを通じて、信頼関係を構築し、リスク低減のパートナーである国民等が主体的に対策に参画できる体制を整備する必要がある。その際、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等に対し適切に配慮しつつ、DXの推進を含め、理解しやすい内容・方法で情報提供・共有を行う。

市は、感染症に関する基本的な情報や感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動等その他対策等について、市民の理解を深めるため、地域の特産品やランドマーク、なじみのあるキャラクターなどを取り組む工夫を行い、市ホームページや防災行政無線、市公式FacebookやInstagram、LINEなどあらゆる媒体を利用し、継続的かつ適時に、わか

りやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。必要に応じて、市対策本部内に情報発信に関する専門部会を設置することとし、市の情報の集約、発信を効果的に行える体制を構築する。

情報発信の際には、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、関係部局間と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。

(2) 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施する。県からの協力要請により、必要に応じて新型インフルエンザ等の患者等の健康観察や患者等に対する生活支援を行う。また、災害時における避難所の感染対策などを行う。

こうしたことを踏まえ、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など、県知事が必要と認める情報の提供を受ける必要がある、有事における円滑な連携のため、あらかじめ双方向の情報提供・共有のあり方を整理しておく。

(3) 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。市民等との双方向のコミュニケーションの体制整備を図るため、各所管課で開設すべき相談窓口等の整理を行う。

【参考 新型コロナウイルス感染症対応時の各種相談窓口】

相談区分	相談区分詳細	問合せ先 ※部署名等は 当時のもの	相談・支援の内容
給付金	特別定額給付金（仮称）について （総務省 HP）	コールセンター	特別定額給付金（仮称）について
協力金	新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金について（三重県 HP）	休業要請相談窓口（三重県雇用経済部内）	三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止に係る休業要請について
協力金	新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる宿泊予約延期協力金について（三重県 HP）	協力金相談窓口（三重県雇用経済部観光局内）	新型コロナウイルス感染症の拡大防止に協力いただく宿泊事業者に対して協力金の交付
協力金	新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる宿泊予約延期協力金について（三重県 HP）	協力金相談窓（三重県雇用経済部観光局内）	新型コロナウイルス感染症の拡大防止に協力いただく宿泊事業者に対して協力金の交付

相談区分	相談区分詳細	問合せ先 ※部署名等は 当時のもの	相談・支援の内容
保健	一般の相談	伊勢保健所 (24時間対応)	新型コロナウイルス感染症に関する 一般の相談について
保健	一般の相談	三重県庁 相談窓口 (24時間対応)	新型コロナウイルス感染症に関する 一般の相談について
保健	一般の相談	厚生労働省相談 窓口 (9時から 21時)	新型コロナウイルス感染症に関する 一般の相談について
保健	発熱などの症状がある 方の相談	伊勢保健所 (24時間対応)	新型コロナウイルス感染症に関する 「受診・相談センター」を設置し、 感染が疑われる場合の相談
保健	感染予防や健康に関する 相談	健康福祉課 健康係	新型コロナウイルス感染症の予防方 法やその他の健康相談
子ども	小・中学校に関する 相談	教育委員会 学校教育課	小中学校の対応や児童生徒の心配事 などの相談について
子ども	幼稚園に関する相談	教育委員会 総務課	幼稚園の対応や園児の心配事などの 相談について
子ども	保育所に関する相談	健康福祉課 子育て支援室	保育所の対応や入所などの相談につ いて
子ども	放課後児童クラブに 関する相談	健康福祉課 子育て支援室	放課後児童クラブの利用に関するこ と
子ども	子育て支援センターに 関する相談	鳥羽市子育て 支援センター	子育て支援センターの開所や利用に 関すること
高齢者等	高齢者やその家族など の相談	健康福祉課 地域包括支援 センター	高齢者やその家族などの総合相談 (介護予防や介護保険サービス利用 に関する相談等)
税金料金	納税に関する相談	税務課 管理収納係	新型コロナウイルス感染症の影響に より市税等を納めることが困難な場 合の猶予制度の相談について
税金料金	介護保険料の支払いに 関する相談	健康福祉課 長寿介護係	新型コロナウイルス感染症の影響に より介護保険料を納めることが困難 な場合の猶予制度の相談について
税金料金	後期高齢者保険料の支 払いに関する相談	市民課 保険年金係	新型コロナウイルス感染症の影響に より後期高齢者保険料を納めること が困難な場合の猶予制度の相談につ いて
税金料金	国民年金の支払いに関 する相談	市民課 保険年金係	新型コロナウイルス感染症の影響に より国民年金を納めることが困難な 場合の猶予制度の相談について
税金料金	上下水道料金の支払い に関する相談	水道課 (料金徴収 窓口)	新型コロナウイルス感染症の影響に より上下水道料金を納めることが困 難な場合の納付の相談について
税金料金	市営住宅の家賃の支払 いに関する相談	建設課管理係	新型コロナウイルス感染症の影響に より市営住宅を納めることが困難な 場合の納付の相談について
税金料金	生活困窮、融資・貸付 に関する相談	鳥羽市社会福祉 協議会	新型コロナウイルス感染症の影響に よる休業や失業等で生活に困窮され ている方や、生活福祉資金貸付制度 (緊急小口資金等) の利用に関する 相談について

相談区分	相談区分詳細	問合せ先 ※部署名等は 当時のもの	相談・支援の内容
融資	中小企業への支援に関する相談	農水商工課 商工労政係	セーフティーネット資金等に関する相談
融資	中小企業向け融資制度に関する相談（日本政策金融公庫 HP）	日本政策金融公庫 伊勢支店	セーフティーネット貸付等に関する相談
融資	中小企業の経営に関する相談	鳥羽商工会議所	中小企業の経営に関する相談
融資	農林水産業者の経営に関する相談	三重県 農林水産部	新型コロナウイルス感染症の影響による農林漁業者の経営安定や資金繰りに関する相談
融資	農林水産業者の経営に関する相談	水産資源・経営課 漁業経営班 【漁業者】	新型コロナウイルス感染症の影響による農林漁業者の経営安定や資金繰りに関する相談
融資	農林水産業者の経営に関する相談	担い手支援課 担い手育成班 【農業者】	新型コロナウイルス感染症の影響による農林漁業者の経営安定や資金繰りに関する相談
事業継続	農林水産事業者の事業継続に関する相談	JF 鳥羽磯部 JA 伊勢	農林水産事業者の事業継続に関すること
雇用	雇用に関する相談	三重労働局	新型コロナウイルス感染症の影響による解雇、休業、休暇制度などに関する相談
雇用	小学校等休業に伴う保護者の支援の相談	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター	小学校等休業に伴う保護者の支援金・助成金に関する相談
その他	文化施設に関すること	教育委員会生涯学習課	海の博物館、伊良子清白の家、鳥羽大庄屋かどや、ガイドボランティアセンター、公民館等の開館状況や利用に関すること
その他	スポーツ施設に関すること	教育委員会生涯学習課	鳥羽市民体育館や鳥羽市武道館等の施設の開館状況や利用に関すること
その他	消費者相談	鳥羽市消費生活相談窓口	新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法に関する相談
その他	人権相談	市民課人権・市民交流係	感染症の発生及びまん延に起因して生じる人権問題に関すること
その他	離職者に対する市営住宅の提供	建設課管理係	解雇・雇止めにより住居の退去を余儀なくされる方で、新たな住居を確保するまでの間、一時的に市営住宅の空き部屋を提供します。（先着順で戸数には限りがあります。）
その他	在住外国人の相談（三重県ホームページ）	三重外国人相談サポートセンター	在住外国人の方の相談
その他	市営漁港施設の利用に関すること	鳥羽市 農水商工課 JF 鳥羽磯部	市営漁港施設の利用に関する相談

第2節 初動期

1. 情報提供・共有について

(1) 市における情報提供・共有について

市は、国等から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、市内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、当該感染症に関する全体像がわかるよう、市民等に対し、情報提供・共有を行う。

市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、市対策本部内に専門部会を設置して、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて行動変容に資する啓発を進めるとともに冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、コールセンター等を設置するとともに、インターネットやSNSなどのデジタルツール、掲示板等の市が保有する設備等の活用により広く周知を図る。さらに、インターネットやSNSなどのデジタルツールにアクセスできる者ばかりでないこと、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

(2) 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施する。新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められる場合や患者等に生活支援を行う場合のほか、災害時における避難所の感染対策などを行うケースについては、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など、県知事が必要と認める情報について相互に提供・共有を行う。

2. 双方向のコミュニケーションの実施

市民等との双方向のコミュニケーションの体制整備を図るため、市は、国からの要請を受けて、各所管課で開設すべき相談窓口やコールセンター等の開設を行う。また、所管する業務における関係団体とは連絡を密にし、連携して相談体制を構築する。

- ・介護サービス事業所や障がい者施設等については、稼働状況と利用者及び職員の感染状況等について聞き取りを行う。(健康福祉部)
- ・経済活動の停滞により農水産事業者等の事業継続に影響が出ていないか、JF 鳥羽磯部、JA 伊勢などの生産者団体と情報交換し状況の把握に努める。(農林水産部)
- ・感染状況により、市営漁港施設の利用制限を行う場合は、JF 鳥羽磯部、地元自治会と連携して実施するとともに、市ホームページや掲示物による周知、電話等の問い合わせ対応等により案内を行う。(農林水産部)
- ・感染症の発生及びまん延に起因して生じる人権問題については、鳥羽市人権擁護委員会と連携して対応する。(市民部)

3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染症の発生及びまん延に起因して生じる人権に関する問題について、啓発活動を通じて正しい知識の普及を行うとともに、各種相談窓口の情報を整理し、住民等に周知する。

感染症が発生した際には医療機関に通院すると感染する可能性があるとして通院を控える事例も想定される。医療機関への風評被害は地域の医療提供体制にも影響を与える可能性があることから、市は、市民等に対して適切な理解を求めるとともに、定期通院を控えることにより、かえって基礎疾患を悪化させるおそれもあることから、市、医療機関は、適切な受診の実施・継続について市民等への呼びかけを行う。

加えて、科学的根拠が不確かな情報をはじめとする偽・誤情報については、その拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有するなど、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

第3節 対応期

1. 情報提供・共有について

(1) 市における情報提供・共有について

市は、準備期に準備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、市民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

その際、相談業務については感染状況により業務量が増加し、対応する市職員の負担が増すことから職員からの相談対応（業務や健康、精神的な負担等）については、総務課モチベーション係に窓口を設け一元化し対応していく。また、相談手段については、メールやチャットツールなど、非接触での手段を活用することとする。

(2) 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施する。県の協力要請により、必要に応じて新型インフルエンザ等の患者等の健康観察や患者等への生活支援を行う。

2. 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。市民等との双方向のコミュニケーションの体制整備を図るため、各所管課で開設すべき相談窓口等を継続する。

3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、初動期に引き続き、新型インフルエンザ等に係る人権相談窓口の周知や各種広報媒体等における広報啓発を行う。市は、感染症の発生及びまん延に起因して生じる人権に関する問題について、啓発活動を通じて正しい知識の普及を行うとともに、重大な人権侵害が懸念されるものについては、解決につなげるため、関係機関と連携しながら人権侵害等の被害者に寄り添った支援を行う。

なお、科学的根拠が不確かな情報をはじめとする偽・誤情報については、拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有するなど、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

第3章 まん延防止

第1節 準備期（平時）

1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

新型インフルエンザ等の発生時に感染症拡大の状況により、まん延防止等重点措置による営業時間の変更要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等のまん延防止対策を県が実施し得ることについて、理解の促進を図る。また、市の公共施設については利用制限を実施する可能性があることについても周知を図る。

第2節 初動期

1. 国内でのまん延防止対策の準備

市は、国及び県からの要請を受けて、市業務継続計画【感染症対策編】に基づく対応の準備を行う。

市内外の感染状況を踏まえ、市の施設の利用制限やイベント開催基準など、まん延防止対策を検討するほか、観光やレクリエーション（釣り等）の目的での離島への渡島等の自粛要請の呼びかけについてもフェーズを踏まえて実施していくことを検討する。

【参考 新型コロナウイルス感染症まん延時の市施設における利用制限】

鳥羽市立中央公民館・分館

鳥羽市スポーツ施設

（市民体育館、野球場、庭球場、多目的グラウンド、相撲場、水泳プール、武道館）

鳥羽市立図書館

鳥羽市立海の博物館

市営定期船の運航やかもめバスの運行にあたっては、感染症にかかる国の調査研究結果を踏まえた県からの通知等に留意し、必要に応じて当該感染症の症状のある者の乗車自粛やマスク着用等の席エチケットの徹底、消毒等の実施、時差出勤や自転車等の活用の呼びかけといった感染拡大防止策の実施について検討する。

なお、感染症の検査において陽性となった患者が自宅療養を行う場合、帰宅手段については公共交通以外を利用する必要があるが、離島在住者については本土から渡島する際に市営定期船以外の船を確保することが難しい場合が多いことから、市は県に対して本市特有の課題を伝え、本土側での待機場所および療養場所の確保を求めていくこととする。

第3節 対応期

1. まん延防止対策の内容

新型コロナウイルス感染症対応では、当初、封じ込めを念頭に強度の高い対策を行ったものの、対応が長期化する中で、感染症の特徴等に関する科学的知見の蓄積や社会状況等に応じて柔軟に対策を切り替えていく必要があることが教訓として得られた。

これを踏まえ、各事項において、一律の対策ではなく、フェーズにより強度の高い対策と比較的強度の低い対策を使い分けていくこととする。

(1) 基本的な感染対策の実施

市は、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避けるなどの基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨する。

【強度の高い対策】

医療のひっ迫を回避するため、人と人との接触機会を減らし、感染症の封じ込め及び感染拡大の防止を念頭においた対策を講じる。

【比較的強度の低い対策】

換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避けるなどの基本的な感染症対策の勧奨を中心とする。

(2) イベント等の中止、人の往来にかかる呼びかけ

市は、生活の維持に必要な場合を除く居宅等からの外出自粛要請が県からあった場合には情報の周知に努める。都道府県間の移動自粛要請が行われた場合は市の施設の利用制限やイベント開催基準に基づくイベントの中止等の対応を実施する。

医療体制が万全ではない離島地域との往来については、新型コロナウイルス感染症拡大時には観光やレクリエーション（釣り等）の目的での渡島を控えてほしい旨のメッセージを掲出した経緯がある。今後も感染拡大が懸念され、地域（町内会等）や観光事業者等からの不安が強く示された場合には、不要不急目的での来島を控えていただきたいという呼びかけを市からも行う。

【強度の高い対策】

観光事業者と密に連絡を取り、市へ訪れる旅行者に不要不急の外出や感染リスクの危機感についての情報を提供するほか、旅行者が安心して旅を辞めることができるようにキャンセルポリシーの柔軟化を求める。離島への立ち入りについては、関係者と協議し、不要不急目的時に控えていただくことが島の安全安心につながる旨のメッセージを市からも発信する。

【比較的強度の低い対策】

市へ訪れる旅行者へ向けて、観光事業者と密に連絡を取り、手洗いやうがい、マスク着用等、基本的な感染対策の情報を発信するほか、施設の消毒強化や衛生管理を徹底するよう働きかける。市内への旅行を勧奨するため、キャッシュレス決済や少人数・分散型のツアー等非接触型サービス等、「密」が生じない形での誘客の推進を図る。

離島との往来については、地域と協議の上、市のメッセージ発出の終了について検討する。

(3) 事業者や学校等における感染対策

市は、県が実施する要請等を踏まえ、必要に応じ、以下の対策の実施を検討する。

①職場での感染対策、従業員への配慮にかかる事業者への協力要請

市は、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を求めるとともに、従業員への基本的な感染対策等を勧奨する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診勧奨のほか、出勤が必要な者以外のテレワーク、子どもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を求める。

【強度の高い対策】

市外からの来訪者と接する機会の多い観光事業者と密に連絡を取り、従業員に対して、手洗いやうがい、マスク着用等、基本的な感染対策を働きかける。また、時差出勤や在宅勤務を推奨し、勤務体制の見直しを行うほか、出勤前の体調確認と検温実施の徹底を図るよう呼び掛ける。

【比較的強度の低い対策】

観光事業者と密に連絡を取り、引き続き、従業員に対し、手洗いやうがい、マスク着用等、基本的な感染対策を働きかける。また、定期的に感染予防に関する情報提供や研修を実施し、従業員の感染対策への意識の維持を図るよう求める。

②集団感染発生施設や感染リスクが高い場所等における基本的な感染対策の徹底

市は、施設管理者等に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住・利用する施設等における感染対策を強化するよう求める。

③施設における感染対策強化

市は、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まるなどの感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底等を求める。特に、地域外からの誘客を行う業種については、その意見集約を行う団体とも協議しながら、フェーズに応じた対応を求める。

④事業者や各業界における自主的な感染対策

市は、事業者や各業界における自主的な感染対策を促す取組を検討する。新型コロナウイルス感染症対応時には、感染拡大の抑止と社会経済活動の維持の両立を目指す中で各業種においてガイドラインが作成された経緯があり、各業界への注意喚起を行う。

【強度の高い対策】

農林水産事業者や生産者団体も含め、市内の事業所に対して自主的な感染対策の実施について周知を行う。特に、観光事業者については市外からの来訪者を受け入れる立場であることから、密に連絡を取り、市へ訪れる旅行者に不要不急の外出や感染リスクの危機感についての情報を提供するほか、旅行者が安心して旅を辞めることができるように、キャンセルポリシーの柔軟化を求める。また、離島への立ち入りについては、地域で暮らす人々の安全安心を最優先に関係者と協議し、フェーズを見ながら渡島自粛の要請等を市からも発信する。

【比較的強度の低い対策】

観光事業者と密に連絡を取り、市への旅行を勧奨するため、「密」が生じない形での誘客の推進を図る。また、市へ訪れる旅行者に対し、手洗いやうがいの徹底を促す案内を掲示や配布を行い、マスク着用を必要に応じて働きかける。また、体調不良の兆候がある場合は、無理せずに医療機関を受診するよう呼びかける。

⑤市営の公共交通における感染対策

公共交通は社会経済活動に不可欠である。市は、離島と本土を結ぶ定期船や各地域へ出向くかもめバスを運行しており、市民等の移動手段を維持するため、感染対策を徹底する。

【強度の高い対策】

市営定期船は、勤務中のマスク着用と船内の定期的な消毒を実施し通常運航を行う。通常運航に支障が生じる場合は、予備船又は傭船契約者（チャーター船）の活用及び公休の船舶職員への協力要請を行い、通常運航を行う。市定期船課の職員は、勤務中のマスクの着用と事務所及び船内の定期的な消毒を実施する。運航管理者及び船員は、ワクチン接種の優先的な接種等により、エッセンシャルワーカーとして活動ができる体制を整える。

市かもめバスは、運行委託事業者と連携を密にし、感染状況等や対策本部での方向性（決定）に基づき、市と協議のうえ通常運行もしくは、減便又は運行停止の判断を行う。

【比較的強度の低い対策】

市営定期船は、引き続き感染症の予防及び拡大防止対策を講じ、船舶及び各待合所の定期的な消毒を実施、アルコール消毒液を設置する。

市かもめバスは、運行委託事業者と協議し、感染対策を実施しながら運行を継続する。

（４）学級閉鎖・休校等の実施

市や学校の設置者は、県からの要請や地域の感染状況等を踏まえ、必要に応じて学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、または休校）等の実施を検討する。

【強度の高い対策】

教育委員会は保健所や医療機関等の関係機関と連携し、速やかに感染状況の把握と情報共有を行う。感染者数や濃厚接触者の人数、学内での感染の広がりや程度に応じて、学級閉鎖・学年閉鎖・学校全体の休校等の措置を段階的に判断・実施する。措置の決定にあたっては、児童生徒及び教職員の健康と安全を最優先に考慮し、感染拡大防止を図る。

また、保育施設等の学校保健安全法の対象とならない施設についても、感染症の特性や国の方針、学校における対応等をふまえて、必要に応じて臨時休園等の対応の実施を検討する。

【比較的強度の低い対策】

教育活動の継続を重視しつつ、必要に応じた柔軟な対応を図る。個別の感染状況に応じて、最小限の範囲で学級・学年単位での閉鎖を行い、全校休校は避ける方針とする。健康観察や手洗い・換気等の基本的な感染対策を徹底し、軽症者や濃厚接触者には在宅学習を促すなど、多様な学習保障の方法を用いる。地域や専門機関の助言を踏まえ、必要に応じて対応を調整していく。

2. 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

【封じ込めを念頭に対応する時期】

感染症指定医療機関等の医療資源には限界があることや、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する市民の免疫の獲得が不十分であること等が考えられる。県において必要な検査が実施される場合はその情報の周知に努めるとともに、人と人の接触機会を減らすなどの対応により、封じ込めを念頭に対策を講じる。

【病原体の性状等に応じて対応する時期】

病原性及び感染性がいずれも高い場合や、り患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、また感染拡大のスピードが速い場合は、医療提供体制のひっ迫により、多くの市民の生命および健康に影響を与えるおそれがあり、まん延防止等重点措置や緊急事態措置等が講じられる可能性が高い。市は、その発表を受けて市民への周知に努める。

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高い一方で、感染拡大のスピードが比較的緩やかである場合は、患者や濃厚接触者への対応等を徹底することで感染拡大の防止を目指す。

り患した場合のリスクが比較的低い一方で、感染拡大のスピードが速い場合は、比較的強度の低いまん延防止対策を中心に実施することを基本とする。

なお、子どもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向があるなどの特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、そのグループに対する重点的な感染症対策の実施を検討する。

【ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期】

ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討する。なお、病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合には、そのリスクに応じて対策を講じる。ただし、そのような場合においても、対策の長期化に伴う市民生活や社会経済活動への影響を勘案しつつ検討を行う。

【特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期】

必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。

第4章 ワクチン

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び社会経済に及ぼす影響を最小とするため、国・県と連携し、新型インフルエンザ等に対応したワクチンの円滑な接種が実施できるようにする。

ワクチンについて

国においては、平時からワクチンの研究開発支援を行い、新型インフルエンザ等の発生時において、ワクチンを迅速に製造することができる体制を構築する。世界的な大流行（パンデミック）が生じた際、その時にヒトからヒトへ感染を引き起こしているウイルスを基にしたワクチンの開発・製造には発生後に一定の時間がかかるため、プレパンデミックワクチン（大流行前ワクチン）の備蓄等も進めることとしている。プレパンデミックワクチンが有効であれば備蓄ワクチンを用いることとなるが、備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなり、国は、必要量のパンデミックワクチンを確保する。

ワクチンの供給について

県は、国からの要請に基づきワクチンの円滑な流通を可能とするため、国によるシステムの整備状況も踏まえながら市や県医師会、県卸売販売業者団体等と協議の上、供給体制を構築する。

接種体制の構築について

国は、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の特性やその際の医療提供体制、国民生活や社会経済活動の状況を踏まえ、特定接種又は住民接種の実施を見据え、接種の優先順位の考え方を整理する。これに基づき、市または県は、医師会等の関係者と連携し、接種体制を構築する。

【特定接種】

特措法第28条に基づき、国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、特定接種を実施することを決定する。国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報、プレパンデミックワクチンの有効性、ワクチンの製造・製剤化のスピード、ワクチンの供給量、国民等から求められるサービス水準、住民接種の緊急性等を踏まえ、推進会議の意見を聴いて、特定接種の対象となる登録事業者や接種総数、接種順位を決定する等、特定接種の具体的運用を定める。

～対象となり得る者～

「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る）

- ① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

2. ワクチンの供給体制

管内のワクチン配送の流れ等について県等と連携を図り、情報収集に努める。

新型コロナウイルスワクチンの臨時接種については、市内の医療機関が少なく、集団接種を実施したが、新たな感染症の特徴や病原性、患者数当によっては個別医療機関での接種の実施も考えられることから、市内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備えてワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

3. 接種体制の構築

(1) 接種体制の構築

市は、新型コロナワクチンの集団的接種での取組等を参考に、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築見通しをつける。また、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な訓練を平時から行う。

新たなワクチンの接種については、早期の免疫獲得に向け、短期間で接種体制を整え、接種会場を運営していく必要がある。応急対応すべき業務としてマンパワーが必要となるが、担当部署における通常業務が性質上、休止・縮小が難しい場合には、課単独での調整は厳しい面がある。当該予防接種のみならず、新型インフルエンザ等の発生下においては、「応急対応業務」「継続業務」「縮小業務」「休止業務」の兼ね合いを一斉調査し、そのフェーズに応じて最優先すべき業務を明確にした上で、そこに人的資源を集中させることを原則として、人員配置計画等の対応を検討する。合わせて、業務負担が特定の部署に集中することを避けるため、全庁的な役割分担も検討するほか、職員が柔軟に勤務できる環境や、精神的な負担へのケアも重点的に対応していくことで、持続可能な体制の確保に努めていく。

(2) 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなる。市は、国からの要請を受け、特定接種の対象となり得る者に対して集団的な接種を原則とし、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。また、特定接種の対象となり得る地方公務員については、市が対象者を把握し、厚生労働省に対して人数を報告する。

(3) 住民接種

以下のとおり、迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

【住民接種体制の構築】

市は、国等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図ることとし、接種に必要な以下の値や資源等を明確にした上で、地域医師会等と連携し、接種体制について検討を行う。

i 接種対象者数 次の考え方で試算する。

	住民接種対象者試算方法
総人口	人口統計（総人口）
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%
妊婦	母子健康手帳届出数
幼児	人口統計（1-6歳未満）
乳児	人口統計（1歳未満）
乳児保護者 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、 その保護者を接種対象者として試算する	人口統計（1歳未満）×2
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）
高齢者	人口統計（65歳以上）
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数

ii 市の人員体制の確保

iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保

iv 接種場所の確保及び運営方法の策定

集団接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、調製後のワクチンを室温や遮光など適切な状況で保管すること、接種の実施に当たる人員の配置等について検討する。また、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。

また、医師及び看護師の配置については市が直接運営するほか、地域医師会等と委託契約を締結し、地域医師会等が運営を行う方法も検討する。

v 接種に必要な資材等の確保

vi 国、県及び市町間や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築

vii 接種に関する市民への周知方法の策定

必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。また、介護保険や障害福祉、衛生部門等が連携し、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう接種体制を検討する。

【市民が他の地方公共団体における接種を可能にする手続き】

国より予防接種事務のデジタル化が整備された場合は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、市民が居住する市以外の地方公共団体における接種できるよう取組を進める。

【実施方法の検討】（接種に携わる医療従事者等の確保やスケジュール、会場等）

市は、速やかに接種を実施できるよう、医師会や薬剤師会等の医療関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について検討・取りまとめを行う。

4. 情報提供・共有

（1）市民への対応、情報提供

平時を含めた準備期から、市は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等に意義や制度の仕組み等についてわかりやすい情報提供を行い、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行う。また、被接種者等が持つ疑問や不安に対し、必要に応じたQ&A等の提供などを行う。

（2）市における対応（健康被害の救済等にかかる情報提供）

市は、定期の予防接種の実施主体であり、医師会等の関係団体との連携の下に適正かつ効率的に予防接種を実施するとともに、予防接種による健康被害救済にかかる情報をホームページ等で提供する。

（3）衛生部局以外の分野との連携

予防接種施策の推進にあたり、市は医療関係者及び市内部の多分野に渡る連携体制を構築し、情報発信に対する協力を得る。

5. DXの推進

国により予防接種事務のデジタル化が整備された場合、市は、以下の対応に向けて調整する。

- ① 市は、市の健康管理システム等を国が整備するシステム基盤と連携させ、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。
- ② 市は、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録し、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知する形での接種勧奨の準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券の送付等、補完策を検討する。
- ③ 市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関について市民が把握できるような環境整備に取り組む。

第2節 初動期

1. 接種体制の構築

(1) 接種体制の構築

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

(2) ワクチンの接種に必要な資材

市は、必要と判断し準備した資材について適切に確保する。

2. 接種体制

(1) 特定接種

市は、地域医師会や薬剤師会等の協力を得て、医療従事者の確保を図る。また、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて地域医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。このほか、会場等について調整を図る。

(2) 住民接種

①組織・人事管理等も含めた全庁的な実施体制の確保

住民接種の準備に当たり、平時の業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な調整の中で実施体制を確保する。

②予防接種を実施するために必要な業務の洗い出し、外部委託業務の検討

予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、必要な人員数の見通しをつける。接種会場のスタッフ(駐車場の警備含む)、コールセンター、送迎車両の手配等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど業務負担の軽減策も検討する。

③接種予定者数の把握、予約の受付方法、資材等の確保の調整

市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

④地域医師会・薬剤師会等との協議

市は、接種が円滑に行われるよう、地区別の接種対象者数や地域の実情に応じて、医師会や薬剤師会等と接種のあり方について協議を行う。先の新型コロナウイルスワクチンの臨時接種においては、集団接種を実施しており、短期間に多くの接種を行う必要が生じた場合は同様の体制についても検討する。

⑤医療従事者の確保

市は、地域医師会・薬剤師会等の協力を得て、医療従事者の確保を図る。

⑥臨時接種会場の運営方法の検討、デジタル化基盤の整備

臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発

行などについては、医療人材以外にも担えることから、会場運営に必要な人員数に応じて全庁的な動員を依頼するとともに、庁外人材の活用も含めて人員を確保した後、各会場別の担当者リストの作成、業務内容に係る事前説明等を行う。

なお、今後、国により予防接種事務のデジタル化が整備された場合は、臨時の接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現できるよう必要な設備の整備等の手配を行う。

⑦接種会場における感染予防対策の検討（経路、接種間隔等）

感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れを作ったり予診票の記入漏れや予防接種の判断を行ったりする際に、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるようにスペースの確保や要配慮者への対応が可能になるよう準備を行う。

⑧臨時接種会場の開設許可・届出、必要な医療従事者数の算定

医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく届出等を行う。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医療従事者数を算定し、確保する。

医療従事者としては、新型コロナウイルスワクチン接種時に、予診票の確認段階で常用薬との兼ね合いで薬剤師に確認を依頼したほか、予診担当の医師、接種を担当する医師又は看護師、薬液充填及び接種補助を担当する看護師、接種後の状態観察担当の看護師等を配置した経緯がある。

⑨高齢者支援施設の入所者等の接種にかかる検討

市は、高齢者支援施設等に入所中など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるように関係団体と連携し、接種体制を構築する。

⑩副反応対応のための応急治療物品の準備

接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、あらかじめ地域医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。

また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、県、県医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。

⑪感染性産業廃棄物の保管場所の検討

感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じる。感染性産業廃棄物の保管については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守し、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等について相談することとする。

第3節 対応期

1. ワクチンや必要な資材の供給

市は、県から割り当てられたワクチン量の範囲内で、各接種会場の接種者数の調整を行う。医療機関において個別接種を行う場合は、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。また、県内でワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、県による調整により、可能な場合は地域間の融通等を行う。

2. 初動期に構築した接種体制に基づく接種

(1) 特定接種 地方公務員に対する特定接種の実施

発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、国が医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合は、市は、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

(2) 住民接種 予防接種体制の構築

①具体的な接種体制の構築

市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市町において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

②接種会場の追加の検討

市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。

③各会場における予診の実施、人員の確保、接種場所等の設備、資材の確保

市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。

④発熱者等の対応にかかる情報の周知及び医学的ハイリスク者への慎重な情報提供

発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、市は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。

⑤医療従事者、入院患者、在宅医療受療中の患者への接種のあり方にかかる検討

医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えることとする。

⑥高齢者支援施設の入所者等への接種体制の確保

市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係団体と連携し、接種体制を確保する。

(3) 接種に関する情報提供・共有

- ①市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。
- ②市が行う接種勧奨については、国により予防接種事務のデジタル化が整備された場合は、その整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。
- ③接種会場や接種開始日等について、国により予防接種事務のデジタル化が整備された場合は、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトやSNSを活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。

(4) 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。

(5) 接種記録の管理

市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3. 健康被害救済

市は、予防接種健康被害救済制度について情報発信を行う。予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、その救済の実施主体は接種時に住民票を登録していた市町村であることから、本市において該当ケースが出た場合には申請を受け付けるほか、被接種者等からの申請にかかる相談に対応する。申請があれば、鳥羽市予防接種健康被害調査委員会が申請内容及び資料を調査し、その調査結果を踏まえて認定にかかる厚生労働大臣への上申について、三重県に進達を依頼する。国による審査の結果、当該健康被害と接種の因果関係が否定できないと厚生労働大臣が認定した場合は、市が窓口となり給付を行う。

4. 情報提供・共有

市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。

市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。

パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要のあることから、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

(1) 特定接種に係る対応

市は、具体的な接種の進捗状況やワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

(2) 住民接種に係る対応

市は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。

特措法第 27 条の 2 第 1 項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。

- a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
- b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
- c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
- d 平時の予防接種では実施していない接種体制が取られることとなり、そのための混乱も起こり得る。

こうした状況を踏まえ、広報にあたっては、市は、次のような点に留意する。

- a 接種の目的や優先接種の意義等をわかりやすく伝える。
- b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、わかりやすく伝える。
- c 接種の時期、方法など、市民一人一人がどのように対応するべきかについて、わかりやすく伝える。

第5章 医療

第1節 準備期（平時）

1. 県との医療措置協定下での体制整備

県や保健所は、新型インフルエンザ等の発生時における県内の医療機関等の役割分担をあらかじめ整理し、医療機関はその位置づけに基づき、必要な医療を提供することとなっている。

【参考 新型インフルエンザ等の発生時における医療機関の役割】 県行動計画より転記

感染症指定医療機関	新たな感染症が発生した場合、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前は、感染症指定医療機関が中心となって対応する。その後も、感染症指定医療機関は、地域の感染症医療提供体制の中核として役割を果たす。
病床確保を行う協定締結医療機関（第一種協定指定医療機関）	病床確保を行う協定締結医療機関（病院）は、平時に県と締結した医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床を確保し、入院医療を提供する。
発熱外来を行う協定締結医療機関（第二種協定指定医療機関）	発熱外来を行う協定締結医療機関（病院、診療所）は、平時に県と締結した医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、発熱患者の診療を行う。
自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関（第二種協定指定医療機関）	自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関（病院、診療所、薬局および訪問看護事業所）は、平時に県と締結した協定に基づき、県からの要請に応じて、自宅療養者、宿泊療養者または高齢者施設等における療養者に対して、診療（往診、電話・オンライン診療を含む）、調剤・医薬品等交付・服薬指導、訪問看護等を行う。
後方支援を行う協定締結医療機関	後方支援を行う協定締結医療機関は、平時に県と締結した協定に基づき、県からの要請に応じて、新型インフルエンザ等以外の患者や新型インフルエンザ等から回復後の患者の受入れを行う。
医療人材の派遣を行う協定締結医療機関	医療人材の派遣を行う協定締結医療機関は、平時に県と締結した協定に基づき、県からの要請に応じて、新型インフルエンザ等に対応するため、医療人材の派遣を行う。

①関係機関との連携

市は、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携し、県・保健所が行う地域の実情に応じた医療提供体制の整備に協力する。

②市立診療所における準備状況の確認

市立診療所においては、県と発熱外来を行う協定を締結しており、これに基づき、新型インフルエンザ等の発生を見据えた研修や訓練の実施をはじめとする体制整備を行う。また、必要

に応じて設備整備等を行うとともに、新型インフルエンザ等の発生を見据えたゾーニング¹¹等の準備状況について定期的に確認を行う。

第2節 初動期

1. 医療提供体制の確保

①関係機関との連携

市は、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携し、県・保健所が行う地域の実情に応じた医療提供体制の整備に協力する。

②市立診療所における医療提供体制の整備

市立診療所においては、県と締結している医療措置協定等に基づき、医療の提供を行う。

③市内の医療提供体制の情報発信、医療機関受診方法の周知

市は、県からの依頼を踏まえ、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について市民等に周知を行う。

第3節 対応期

1. 医療提供体制の確保

①関係機関との連携

市は、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携し、県・保健所が行う地域の実情に応じた医療提供体制の整備に協力する。

②市立診療所における医療提供体制の整備

市立診療所においては、県と締結している医療措置協定等に基づき、医療の提供を行う。

③市内の医療提供体制の情報発信、医療機関受診方法の周知

市は、県からの依頼を踏まえ、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等についてステージに応じた情報を市民等に周知する。

特に、離島部においては、陽性患者が検査から療養施設への入所までの間に本土側で待機する場所や、感染者及び感染疑いがある者の搬送にかかる県からの情報について、市民に周知する。

なお、症状が軽微な場合の通院については救急車の利用を控えるなど、市は、救急車の適正利用について周知を行う。

¹¹ 感染症の病原体によって汚染されている区域と汚染されていない清潔な区域を区分けすること。人や物品の動きを制限することで感染拡大の防止につながる。

【救急車の適正利用にかかる方向性】

- ・自家用車（船）の利用、救急車の適正利用に向けた啓発を行う。
- ・コールトリアージ¹²により、救急車の利用が適切でないと判断される傷病者には、自家用車、タクシーの利用を促す。
- ・診察可能医療機関の確保を県に要請する。
- ・鳥羽市健康相談ダイヤルを紹介する。
- ・新型コロナウイルス感染防止を念頭に、傷病者の渡航歴、濃厚接触者との接触歴、感染症状(発熱、咳、呼吸困難、全身症状等)を聴取する。

感染症流行下での過度な受診控えは健康上のリスクを高めてしまう可能性があることから、市は定期的に健診やがん検診を受け、生活習慣病の予防やがんの早期発見・早期治療につなげていく必要性についても呼びかけていく。定期的に服用している薬を切らず危険性や持病にかかる受診の必要性についても、医療機関等に換気や消毒等の感染予防対策を呼び掛けつつ、周知していく。

また、歯科における定期的な管理が中断され、口腔ケアが不十分となることによる誤嚥性肺炎のリスク等についても、関係機関と連携し、啓発に努めていく。

¹² 通報内容から緊急度を判断すること

第6章 保健

第1節 準備期（平時）

1. 研修・訓練等を通じた人材育成および連携体制の構築

（1）さまざまな主体との連携体制の構築

感染症有事には、保健所が地域における情報収集・分析を実施し、地域の実情に応じた感染症対策の中核となることから市は連携を密にする。新型インフルエンザ等の発生に備え、保健所が設置する会議体等を活用して平時から保健所や他の市町、医療機関、消防機関等の関係機関、専門職能団体等と意見交換や調整を行い、関係機関と連携して地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

さらに、有事に、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、新型インフルエンザ等患者が自宅や宿泊施設で療養する場合には、新型インフルエンザ等患者への食事の提供等が必要となるため、市は、関係機関と連携体制を構築し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

2. 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション等

有事において、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方といった、情報共有にあたって配慮が必要な者に対しても適時適切に情報共有等ができるよう、平時から感染症情報の共有等について保健所や医療機関と連携し、適切に配慮する。

第2節 初動期

1. 市民への情報発信・共有の開始

市は、必要に応じて県が設置する相談センターの周知や国や県、保健所による市民への情報提供について、協力を行う。

第3節 対応期

1. 主な対応業務の実施

（1）有事体制への移行

市は、県から協力の依頼があった際は、新型インフルエンザ等の発生の状況、動向及び原因に関する情報に対する市民の理解増進に資するため必要な協力を行う。

(2) 健康観察及び生活支援

①保健所の健康観察への協力

市は、県及び保健所が実施する健康観察に協力し、必要に応じてパルスオキシメーター¹³の配付等に協力する。

②自宅療養患者・濃厚接触者への支援

自宅療養者等が日常生活を営むにあたり必要となる食糧支給等の支援を実施する。

なお、①②の協力にあたっては、市は、感染症法第44条の3第10項及び「自宅療養者等の個人情報の提供に関する覚書」に基づき、県に対して自宅療養者等への支援を行うために必要となる患者情報等について提供を求める。

(3) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション等

市は、情報発信等にあたって配慮が必要な者（高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等）のニーズに応えられるよう、県や医療機関と連携の上、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で、感染症対策等について周知・広報等を行う。

¹³ 動脈血酸素飽和度を測定する医療機器。

第7章 物資

第1節 準備期（平時）

①感染症対策物資等の備蓄および定期的な確認

市は、市行動計画に基づき、所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法第223号）第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

②消防機関における救急搬送従事者用防護具の備蓄

市消防は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

【備蓄しておくべき物品、防護具等】

医薬品（薬剤他）、消毒薬、エタノール、手指消毒剤、感染防護具、感染防止衣、N95マスク、ディスポ手袋、ゴーグル、サージカルマスク（罹患者用）、酸素ボンベ、シューズカバー

第2節 初動期

市は、感染症対策物資等の需給状況を確認し、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

①不足のおそれがある場合の事業者への働きかけ

市は、感染症対策物資等の不足のおそれがある場合は、感染症対策物資の販売事業者に対し、計画的に発注を行うなど必要量の安定確保を要請する。

②県・国への働きかけ

市は、感染症対策物資等の不足が見込まれる場合は、県を通じて国に現状を伝え、感染症対策物資の生産、輸入、販売又は貸付等の事業が促進されるよう、事業者に対して働きかけを行うよう求める。

第3節 対応期

市は、初動期に続き、感染症対策物資等の需給状況を確認し、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

第8章 市民生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期（平時）

1. 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。各分野における動向について、市対策本部会議において各部が収集した情報を共有するほか、その下に位置づけられる部会においてさらに詳細な情報を共有し、課題に対する対策を検討する。

2. 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施にかかる行政手続きや支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々や外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くように留意する。

3. 物資及び資材の備蓄

①感染症対策物資、新型インフルエンザ等対策に必要な食料品や生活必需品の備蓄

市は、市行動計画に基づき、第7章第1節（「物資」における準備期）①で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

②新型インフルエンザ等対策に必要な衛生用品・生活必需品の備蓄にかかる市民への勧奨

市は、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

4. 新型インフルエンザ等の発生に備えた要配慮者の把握、支援手続き

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し、要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

【必要と考えられる対応】

- ・自治会等と連携して、新型インフルエンザ等の流行により、孤独・孤立化し生活に支障を来すおそれがある世帯の把握に努め、発生後速やかに必要な支援ができるようにする。
- ・新型インフルエンザ等発生時の要配慮者は、家族が同居していない又は近くにいない等のため、介護ヘルパー等の介護や介助がなければ日常生活ができない高齢者や障害者等を対象範囲とする。
- ・新型インフルエンザ等発生時の要配慮者への対応について、自治会連合会、社会福祉施設、介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援を行うことができる体制を構築する。

5. 火葬能力等の把握、火葬体制の構築

市は、県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握、検討を行い、火葬または埋葬を円滑に行うための体制を整備する。また、戸籍事務担当部署等の関係機関との調整を行う。

第2節 初動期

1. 市民及び事業者への呼びかけ

市は、市内での新型インフルエンザ等の発生やまん延に備えて市民や事業者等に準備を呼びかける。

(1) 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け

市は、市民等に対し、生活関連物資等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。

(2) 事業継続に向けた準備等の勧奨

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生やまん延に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる従業員等への休暇取得の推奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう勧奨する。
- ② 市は、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対して自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう勧奨する。

2. 情報収集と市の対策の協議

市対策本部および下に位置づける部会において、各課が収集した情報の共有と対策にかかる協議を行う。

3. 遺体の火葬・安置

- ① 市は、県を通じた国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、県と連携しながら一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。また、公民館、体育館及び保冷機能を有する施設等を臨時遺体安置所として確保できるよう準備するものとする。併せて、遺体の保存作業に必要な人員等の確保についても準備を進める。
- ② 市は、県と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、域内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡るよう調整する。

第3節 対応期

1. 住民生活の安定の確保を対象とした対応

(1) 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策を講じる。

【特に対応が必要と考えられる事項】

孤独・孤立対策

- ・自治会や民生委員等と連携して、孤独・孤立化の恐れがある世帯に対し、見守りや声かけを行う。

自殺対策、メンタルヘルス対策

- ・感染症の影響で不安やストレスを感じている人が相談できる窓口について周知を図る。

高齢者のフレイル予防

- ・チラシをポスティングし、自宅でできる体操等を紹介する。
- ・ケーブルテレビや SNS で情報発信する。

子どもの発達・発育に関する影響への対応等

- ・発達支援アドバイザーや子ども家庭支援員等の保育所訪問や総合子ども相談での相談対応等を強化する。
- ・子育て支援センターや保育所等による SNS や冊子、オンライン等により子育て情報等を発信する。

(2) 生活支援を要する者への支援

新型インフルエンザ等にり患し入院、宿泊療養、自宅療養をする患者の同居者や家族に、生活支援を要する障害者や高齢者がいる場合には、相談支援専門員やケアマネジャー等と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への搬送等）を行う。

(3) 教育及び学びの継続に関する支援

学校の使用制限や長期の臨時休業が要請された場合、児童生徒の学びの継続を確保するため、オンライン授業や家庭学習支援を積極的に推進する。ICT 環境整備やデジタル教科書の活用、クラウド型学習支援システムの導入など、教育の DX 化を進め、個別最適な学習環境を提供する。また、教職員への研修を実施し、指導力の向上と円滑な ICT 活用を支援する体制を整える。

(4) 生活関連物資等の価格の安定等

①買占め・売り惜しみ等の調査・監視、便乗値上げ防止等の要請

市は、市民が安定して生活を送れるよう、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、不正転売、買い占め、売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

②生活関連物資の価格動向にかかる相談窓口、情報収集窓口の充実

市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努める。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図るほか、関係事業者団体へつなぐ役割を担う。

③生活関連物資等の価格高騰にかかる市民への支援

市は、生活関連物資等の価格の高騰や供給不足が生じるとき、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、緊急経済対策部会等で協議し、適切な措置を講じる。

市民の暮らしの安定のために、国の施策等により給付金の支給が実施される場合は、市民に最も近い自治体として支給窓口等の役割を果たす。また、必要に応じて税等の減免や暮らし応援のための商品券事業等を企画・立案する。

④物資・役務の高騰・供給不足への措置

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は市民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる

(5) 埋葬・火葬の特例等

①火葬炉の稼働

市は、県を通じての国からの要請を受けた場合、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。

②円滑な火葬の実施、待機中の遺体の保存

市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。

市は、県の要請を受けて、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携を図り、遺体の搬送及び火葬作業に当たる者の感染防止のために必要となる手袋、不織布マスク、非透過性納体袋等の物資を確保することに努めるとともに、火葬場の火葬能力を最大限に発揮させるため、速やかに体制の整備や物資の配備に努める。

③必要に応じた広域火葬の応援・協力

市は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町に対して広域火葬の応援・協力を行う。

④広域火葬の要請

市は、市域で火葬を行うことが困難となった場合には、県に対して広域火葬の要請を行う。

⑤一時的な遺体安置施設の確保

市は、県を通じた国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

なお、国からの要請がなくとも、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、県に報告するとともに一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

⑥遺体保存作業のための人員の確保

市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。

⑦必要に応じた臨時遺体安置所の拡充等

臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。

⑧特例に基づく埋火葬の手続き

新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるため、市において当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

(1) 事業者に対する支援

市は、国や県の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び市民の社会経済活動の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

感染症の拡大により社会経済活動が低下した際、観光商工および農林水産業事業者に対し、影響を緩和し、事業を継続するための支援を行う。

支援の内容、方法、時期等については、関係団体の意見を踏まえながら、経営維持のための支援や活動再開のための支援、事業継続のための支援などを、感染症流行のフェーズに応じて実施する。

(2) 市民の生活および地域経済の安定に関する措置

定期船は、生活航路であり離島住民の唯一の移動手段であることから、感染リスク等を考慮した上で、できる限り通常運航を行う。かもめバスは、委託事業者と連携を密にし、感染状況等や対策本部で決定する方向性に基づき、市と協議の上、場合によっては減便又は運行停止の判断を行う。

水道事業者・下水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態においても、ライフラインである水道の安定供給と下水道の機能確保のため、市行動計画に基づき必要な措置を講ずる。